

[illegible]

4. 公金受取口座の利用について（どちらか1つを選択してください）

☐利用する

☐利用しない

※上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出下さい。